

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	渋谷区	高度外国人材の 更なる受入れ促進	海外スタートアップ支援	現在のポイント制では、学歴が重視されているが、有名起業家の中には大学中退者等も多く、多様な人材確保のためには新たなポイント加点項目を作る必要がある。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	多様な人材を呼び込むための新たな観点として、ビジネス上の実績など、学歴に捉われない評価指標を新設する。	法務省	高度人材ポイント制は、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について在留資格「高度専門職」を付与し、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進する趣旨の制度であり、外国人材の能力を評価するため「学歴」のほか、「職歴」もポイント項目を設けている。また、現状在留資格「高度専門職」が許可されない場合でも、要件を満たせば在留資格「技術・人文知識・国際業務」や「経営・管理」、起業家であれば起業活動促進事業を活用することで在留資格「特定活動」、国家戦略特別区域創業活動促進事業を活用することで在留資格「経営・管理」によって入国・在留できることから、御提案の人材については、既存の在留資格を持って在留が可能です。
2	東京都	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度改正【改善】 ①事業所要件	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件の緩和について、初回更新時と同様の認定を行うことで、2年目もコワーキングスペースを「事業所」として認め、スタートアップの起業を促進する。	スタートアップ対象のコワーキングスペースが増える中、事業所認定は在留資格「経営・管理」の初回更新時(1年)に限定されている。	・国家戦略特別区域法第16条の6 ・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用して、在留資格「経営・管理」をもって本邦に在留し、創業活動の継続を希望する者から、引き続き創業活動を行うことを目的として、入管法第21条の規定に基づき在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可申請があった場合には、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由を判断するに当たり、コワーキングスペースやシェアオフィス等といった構造上及び利用上の独立性を有していない区画を事業所として利用していることを地方公共団体から一定の要件を確認した上で、特例として上陸基準省令の事業所の確保に係る基準に適合しているものとして取り扱うところ、2回目の在留期間更新許可申請についても本特例を活用できるようにする。	法務省	在留資格「経営・管理」における事業所確保要件は、上陸基準省令に定められた規定であり、同要件に適合しない期間を長期間認めることは困難である。一方で、令和4年12月の国家戦略特区諮問会議において「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用して入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業所については、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例の全国展開に関して、令和4年度中に検討を開始する旨を決定しており、引き続き必要な検討を行うこととしたい。
3	東京都	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度改正【改善】 ②資金要件	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業による在留資格の要件の一部である資本金の額又は出資の総額の500万円から300万円へ緩和することで、若手のスタートアップ起業家に対し、申請の間口を広げる。	申請時点で「500万円以上の国内での投資・資本金等」を準備する必要があり、若手のスタートアップ起業家にとってハードルが高い。	・国家戦略特別区域法第16条の6 ・国家戦略特別区域法施行令第22条 ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	○国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における出入国管理及び難民認定法の特例として、地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受ける際に、現在「資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。」を見込まれる確認のところで、「資本金の額又は出資の総額が三百万円以上であること。」にする。 ○国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業により「経営・管理」の在留資格が決定された外国人が、6カ月後に行う在留期間更新許可申請時の要件において、現在「資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。」のところで、「資本金の額又は出資の総額が三百万円以上であること。」にする。	法務省	在留資格「経営・管理」については、在留の途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、上陸基準省令の「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確認するための重要な基準であって、「経営・管理」の根幹に関わるものであるため、緩和することは現状、困難である。 なお、御提案における「若手のスタートアップ起業家にとってハードルが高い」旨の御指摘については、既に平成30年から、申請人が地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していると認められるときには、その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費を含め、申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、基準を満たしているものとして取り扱っているもので、活用いただきたい。

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
4	東京都	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度改正【改善】 ③在留期間	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の特例準備期間を6カ月から1年に延長することで、異国で挑戦する起業家が必要とする時間を確保するとともに、銀行口座開設時の敷居を下げる。	現在の特例準備期間(6カ月)では、来日後の事業開始に必要な準備期間としては短く、銀行口座開設時の障害にもなっている。	・国家戦略特別区域法第16条の6 ・国家戦略特別区域法施行令第22条 ・国家戦略特別区域法施行規則第5条	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における出入国管理及び難民認定法の特例として、地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受ける等の基準を満たした外国人について、通常は上陸時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後、現在「6カ月経過するまでの間に満たせばよいこと」のところ、「1年経過するまでの間に満たせばよいこと」にし、また、経営・管理の在留資格を決定する場合における在留期間は現在、「6カ月」のところ、「1年」にする。	法務省 金融庁	御提案における「現在の特例準備期間(6か月)では、来日後の事業開始に必要な準備期間としては短く」の旨のご指摘については、令和4年12月に改訂した「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン」に基づき、外国人起業活動促進事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を併せて活用することで、最長1年6月間の創業活動と、更に6月間のワーキングスペースの特例の活用が認められることから、積極的に活用願いたい。 なお、令和4年12月に公表された「規制改革推進に関する中間答申」の内容を踏まえ、金融庁が関係省庁と連携して、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和4年度中に所要の措置済みである。 従って、本措置後、特例準備期間にかかわらず、当該外国人は預金口座の開設が可能となる為、そうした観点からの対応は不要である。
5	渋谷区	外国人創業活動支援の更なる拡大	海外スタートアップ支援	経営管理ビザへの更新後、2年で収益を上げなくてはならず、スタートアップ実態に合わない。	外国人経営者の在留資格基準の明確化について(出入国在留管理庁通知)	事業継続性要件を判断する際、スタートアップについては最大5年程度の経営状態で判断するとともに、収益以外の柔軟な判断基準を新設する。	法務省	新興企業(設立後5年以内の国内非上場企業)について、事業の継続性を柔軟に判断することとし、令和5年4月に「経営・管理」の在留資格の明確化等について」を改訂した。
6	東京都	東京版HPIビザの創設	世界トップクラス大学の新卒・既卒生(5年以内)を対象とした、東京版HPIビザを創設	現行の高度専門職ビザをはじめとするその他のビザは、明確に契約機関が存在する(ジョブオファーがある)もしくは明確に起業を目的として入国する必要がある。 また、高度専門職ビザは世界トップクラスの大学卒業生でも、職歴や年収がないとポイントが不足し、ビザを取得が困難になっている。	・出入国管理及び難民認定法	東京版HPIビザ(案) (1)応募資格 ①卒業大学 卒業年に、3つの大学ランキング「THE世界大学ランキング」・「QS世界大学ランキング」・「世界大学学術ランキング」のうち、少なくとも2つで10位以内 ②時期 卒業して5年以内 ③就労 就労予定(ジョブオファー)不要 ④年齢 35歳未満 ⑤語学 日本語能力試験N3レベル以上の認定 ⑥住居 都内での居住 ⑦社会保険 国民年金、国民健康保険への加入 ⑧資金 120万円の生活資金が確保されていること (2)期間 2年(修士・博士は3年)・延長不可 (3)その他 他の要件等は、高度人材ポイント制度に準ずる	法務省	将来有為な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に呼び込むことを目的として、令和5年4月に「特定活動(未来創造人材制度)」を創設しており、御提案について概ね認められる制度となっているので、活用いただきたい。